

「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して
寄せられた御意見等について

令和 5 年 1 月 11 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 6 件の御意見をいただき、うち 4 件は本件に関する御意見、残り 2 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見に対する考え方
1	建築物における基準と比べて工作物の場合、調査の要件があいまいなように感じる。工作物の性質が多様なためこのような表記となるのは仕方ない面もあるかと思うがもう少し具体的な基準を示してほしいと考える。	工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査を行う者の要件の新設について、資格要件を設ける対象としては、①特定工作物（石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもので、事前調査の結果等の報告対象となる工作物。令和 2 年厚生労働省告示第 278 号で指定。）の解体等の作業、②特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に限るものとし、当該材料については、別途通達で示すこととしています。
2	工作物の着工日が平成 18 年 9 月 1 日以降であることを設計図書等で確認することをもって事前調査を行ったものとみなすことができると承知している。ここで、工作物のうち、ボイラーや圧力容器などの設備機器については、着工年（製造年）は、製品銘板の刻印や、製造元への問い合わせにより専門知識を有さずとも、容易かつ客観的に確認できるため着工日が平成 18 年 9 月 1 日以降であるこ	石綿則第 3 条第 3 項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号の規定に基づき、工作物の新築工事の着工日が平成 18 年 9 月 1 日以降であることを設計図書等の文書で確認することができる場合、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）による事前調査を行う必要はありません。なお、ここでの「設計図書等」の「等」には、施工記録、維持保全記録、

	との確認、並びに石綿非含有の判断については、有資格者による確認は不要と考えてよい。	石綿障害予防規則第8条の規定に基づく発注者からの情報が含まれます。
3	工作物の石綿含有物調査において、対象となる設備機器の製造元から当該製品のパッケージ範囲の石綿使用箇所、不使用箇所証明書を取得できた場合は、専門知識を有さずとも容易かつ客観的に石綿の確認ができるため、有資格者に寄らずとも判断に支障ないとするがどうか。	ご質問の「石綿使用箇所、不使用箇所証明書」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、ご質問の証明書が、石綿則第3条第3項第3号から第5号まで、第7号及び第8号の設計図書等の文書に該当し、かつ、当該文書において工作物の新築工事の着工日が平成18年9月1日以降であることを確認することができる場合、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）による事前調査を行う必要はありません。
4	当該資格の取得にあたり、講習の実施機関、受講場所による試験の設問数や難易度についての不公平や、費用についての地域差がないよう、配慮していただきたい。	工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせる場合には、資格要件を得るための講習が適切に実施されるよう、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、講習の実施は、都道府県労働局長に登録した機関に限る予定です。